

千葉県インテリアコーディネーター協会 会員規約



千葉県インテリアコーディネーター協会 会員規約

【正会員】

(条件)

- 1、本会の趣旨に賛同し、積極的に会の運営に貢献できるもの。
- 2、インテリアコーディネーター有資格者に限る。
(但し2014年度の会員に限り、3年間この限りではない。)
- 3、運営委員会には必ず所属しなければならない。

(会費)

- 4、年会費 6000円
ただし、12月以降の入会の場合 年会費 3000円

(特典)

- 5、総会の決議権を有する。
- 6、正会員の称号を使用することができる。
- 7、icchiのロゴを使用することができる。但し、報告の義務がある。
- 8、ホームページに名前の紹介、個人のリンクをはることができる。
- 9、運営委員会を立ち上げることができる。
- 10、全てのイベントや委員会に参加することができる。

【準会員】

(条件)

- 1、本会の趣旨に賛同し、将来正会員を目指す者。

(会費)

- 2、年会費 6000円
ただし、12月以降の入会の場合 年会費 3000円

(特典)

- 3、準会員の称号を使用することができる。
- 4、icchiのロゴを使用することができる。但し、報告の義務がある。
- 5、全てのイベントや委員会に参加することができる。

【アカデミー会員】

(条件)

- 1、本会の趣旨に賛同し、インテリアコーディネーターの資格取得を目指す者。
但し、16歳以上で社会人でない事または非正規雇用の者を条件とする。(学生、主婦など)

(会費)

- 2、年会費 3000円
ただし、12月以降の入会の場合 年会費 1500円

(特典)

- 3、全てのイベントや委員会に参加することができる。

【休会会員】

諸事情により休会する事ができる。

(条件)

- 1、期間を2期までとする。期間が過ぎた場合は、退会したものとみなされる。
- 2、会員として活動する事はできない。

(会費)

- 3、年間費 無料

(特典)

- 4、休会中として氏名のみ記載。
- 5、会員情報の配信のみおこなわれる。

附則

この規約は平成 27年 5月13日より施行する。

附則

改正された規約は、平成27年6月28日から施行する。

附則

改正された規約は、平成27年9月1日から施行する